

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案 の概要について

1. 改正の趣旨

国会における立法動向等を踏まえ、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号。以下「八号政令」という。）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号）を、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として、八号政令で定める法律に追加する。

3. 施行期日

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行の日（令和 8 年 10 月 1 日）

以上